

## 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書

老齡基礎年金及び障害基礎年金の支給額は、高齢者や障害者の生活を保障されるものでなければならない。これまでも年金保険料の納付要件の見直し等によって年金受給要件を確保しているが、生活を保障するには不十分である。

厚生労働省は、年金支給額について、2013年10月から2015年4月までに3.4%を減額した。その後も削減は続けられ、2020年度では物価上昇率の伸びよりも0.3%低い改定となった。政府は、少子化と平均余命の延びを理由に、この先30年にわたってマクロ経済スライドの調整率により基礎年金を30%も減額する計画であると伝えられている。

消費税増税、国民健康保険など医療関係の保険料及び介護保険料の負担増、コロナ禍での不況も相まって、年金の削減は年金生活者にとってトリプルパンチとなっている。年金のほとんどは消費に回るため、年金の減額は高齢者の購買意欲を低下させ、食生活さえ切り詰めなければならない状態をもたらし、地域経済と地方財政に大きな影響を与えている。さらに、毎年の年金の減額改定により生活保護世帯へ移行する高齢者も増えており、なお地方財政を圧迫する結果が生まれ、悪循環となっている。

このような危機的な状況の中、高齢者が安心して暮らしていけるようにすることはもちろんのこと、若者にとっても老後を心配することがないような年金の支給額にすることが必要である。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

### 記

老齡基礎年金等の支給額を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

新潟県佐渡市議会議長 佐藤 孝